公益財団法人世田谷区保健センター職員の介護休暇に関する規則

平成 10 年 3 月 31 日
財 世 保 規 則 第 2 号

（目的）

第１条　この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程（昭和 52 年７月　財世保規程第６号。以下「就業規程」という。）第 42 条第２項の規定に基づき、職員の介護休暇について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象職員）

第２条　介護休暇を取得できる職員は、公益財団法人世田谷区保健センターに勤務する職員とする。ただし、次に掲げる職員を除く。

（１）　非常勤職員

（２）　臨時的に任用される職員

（その他理事長が定める者）

第２条の２　職員就業規程第４２条第１項に規定するその他理事長が定める者は、次の各号に掲げる者とする。ただし第４号から第９号は、同居を要件とする。

（１）祖父母

（２）兄弟姉妹

（３）孫

（４）同性パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「同性パートナー」という。）

（５）同性パートナーの父母

（６）父母の配偶者

（７）配偶者等（事実上の婚姻関係にある者及び同性パートナーを含む）の父母の配偶者

（８）子の配偶者

（９）配偶者等（事実上の婚姻関係にある者及び同性パートナーを含む）の子

追加〔平成 26 年度規則７号・令和２年度２号・5 年度８号〕

（介護休暇の承認期間等）

第３条　介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続

して利用することができる。

2　日を単位とする介護休暇は、就業規程第 42 条第１項に規定する者の各々が２週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する６月の期間内において必要と認められる期間を承認する。

3　時間を単位とする介護休暇は、日を単位とする介護休暇とは別に、利用開始から３年の間で取得することができ、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じ４時間を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇（就業規程第 39 条に規定する「短期の介護休暇」を除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日のすべての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

4　前２項の規定による介護休暇の利用方法は、必要であると認められる場合には、変更することができる。

一部改正〔平成 11 年規則１号・22 年 5 号〕

（介護休暇の再承認）

第４条　前条第１項の規定により承認された介護休暇に係る介護を必要とする状態が継続している場合には、当該介護休暇の期間（以下「当初期間」という。）の初日から６月後以降の１年６月間に限り、連続する６月の期間内（連続する６月の期間の末日が当初期間の初日から起算して２年を経過する日を超える場合にあっては、２年を経過する日までを限度とする。）において必要と認められる期間の介護休暇を再度承認することができる。ただし、同一の被介護者について、既にこの項の規定により介護休暇を承認した場合は、承認しない。

一部改正〔平成 11 年規則１号・22 年 5 号〕

（介護休暇の申請）

第５条　介護休暇の申請は、これを利用する日の前日までに就業規程で規定する別記様式第 12 号により行うものとする。

2　理事長は、介護休暇を承認し、又は利用状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。

（申請事由の変更）

第６条　職員は、申請事由に変更が生じた場合には、就業規程で規定する別記様式第 13 号により理事長に届け出なければならない。

（介護休暇の取消し）

第７条　理事長は、職務に重大な支障が生じた場合には、既に承認した介護休暇（当該支障

が生じた日以後の期間に係るものに限る。）を取り消すことができる。

（期間計算）

第８条　第３条及び第４条の規定による介護休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

一部改正〔平成 22 年規則 5 号〕

（例月給与の取扱い）

第９条　介護休暇の承認期間中の給与は、介護休暇を認められ、実際に介護休暇を利用し、勤務しなかった日又は時間（以下「利用日等」という。）について、公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（昭和 52 年 3 月　財世保規程第 4 号）第 23 条の規定により減額する。

（期末手当及び勤勉手当の取扱い）

第 10 条　介護休暇の承認期間中は、期末手当については、在職期間の算定にあたって利用日等を除算しない。勤勉手当については、週休日等を含めない利用日等が３０日を超えた場合は在職期間の算定にあたって週休日等を含めた全期間を除算する。

２　利用日等のうち時間単位のものについては、７時間４５分をもって１日と換算する。

一部改正〔平成 22 年規則 5 号〕

（退職手当の取扱い）

第 11 条　退職手当の支給における在職期間の算定にあたっては、利用日等は除算しない。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

（看護休務取扱要綱の廃止に伴う経過措置）

第２条　この規則の施行の際既に看護休務取扱要綱（平成 5 年 12 月 8 日財世保発第 331 号）により承認された欠勤は、この規則の規定に基づき承認された介護休暇とみなす。

（委任）

第３条　この規則の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附　則　（平成 11 年 3 月 31 日規則第１号）

（施行期日等）

１　この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定に基づき承認されている介護休暇は、この規則による改正後の規則の規定により承認された介護休暇とみなす。

（委任）

３　この規則の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附　則　（平成 22 年６月 29 日規則第 5 号）

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附　則　（平成 22 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附　則　（平成 27 年 2 月 10 日規則第 7 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　（平成 28 年 3 月 6 日規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附　則　（令和 2 年 12 月 3 日規則第 2 号）

この規則は、令和 2 年 12 月 3 日から施行する。

附　則　（令和 6 年 3 月 8 日規則第 8 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。